

## 消費者が使用する製品事故の情報収集に関する法制度

所管省庁	製品等分野	根拠規定	内容	備考
厚生労働省	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器	薬事法 (昭和35年法律第145号)	(副作用等の報告) 第77条の4の2 医薬品等の副作用等による疾病、感染症の発生等に関する事項を知った場合には、 ・ 医薬品等の製造販売業者等に対し、厚生労働大臣への報告 ・ 薬局開設者等の医薬関係者に対し、厚生労働大臣への報告 を義務付けている。  (回収の報告) 第77条の4の3 医薬品等の製造販売業者等は、医薬品等の回収に着手したときは、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。	
厚生労働省	食品、添加物及び洗剤	食品衛生法 (昭和22年法律第233号)	食中毒が発生した場合には、 ・ 食中毒患者を診断した医師に対し、24時間以内の保健所長への届出 ・ 当該届出を受けた保健所長に対し、都道府県知事等への報告及び調査 を義務付けている。 また、大規模な食中毒が発生した場合には、都道府県知事から厚生労働大臣に報告がなされるとともに、厚生労働大臣が都道府県知事等に対し、調査を要請することができることとされている。	
経済産業省	消費生活用製品	消費生活用製品安全法 (昭和48年法律第31号)	(現行法)なし (改正法) 第34条の2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業者を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業者を行う者に通知するよう努めなければならない。 第35条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業者を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び形式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。	平成18年12月6日公布 (施行は公布の日から起算して6カ月以内)
国土交通省	道路運送車両	道路運送法 貨物自動車運送事業法 道路運送車両法 自動車事故報告規則	旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。)及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車について事故があった場合には、国土交通大臣に報告する。	
国土交通省	道路運送車両	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)	自動車製作者等が、販売店等から収集している不具合情報のうち安全に係る情報を国土交通省に報告する。	
国土交通省	道路運送車両	道路交通法 (昭和35年法律第105号)	事故にあった運転者等が、警察に報告する。	